

(平成28年5月6日市長決裁)

## 蓮田市総合振興計画市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 蓮田市第5次総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定に関し、市民の意見を十分に反映し、市民と行政のパートナーシップによる計画づくりを実施するため、蓮田市総合振興計画市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は、総合振興計画の素案の策定にあたり、検討を行い、意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 市民会議は、総合振興計画の策定を推進及び支援する委員（以下「委員」という。）30人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市内に在住する18歳以上の者
- (2) 市内で活動する各種団体に属する者及び知識経験を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から総合振興計画の原案が確定した日までとする。

### (分科会)

第5条 市民会議に、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会にリーダー及びサブリーダーを置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 リーダーは、分科会の会務を総括し、分科会を代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 市民会議は、市長が招集する。

2 蓮田市総合振興計画策定委員会設置規程（平成24年蓮田市訓令第9号）第3条第4項の規定に基づき設置した庁内検討委員会の委員は、市民会議の会議に出席するものとする。

（庶務）

第7条 市民会議の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

2 委員が市民会議の会議に出席したときは、予算の範囲内において謝金を支出することができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。